「広報みよし」への有料広告募集

みなさんの会社やお店をPRしませんか！

三芳町では、地域生活及び地域経済の活性化を促進し、自主財源を確保するために、「広報みよし（1日号）」に掲載する有料広告を募集します。

この機会に、皆さんの会社やお店のPRにご活用ください。

問い合わせ　秘書室（内線　311～313）

広報みよしは、現在三芳町内の全世帯と全事業所等に毎月1日と15日に配布されており、町民の皆さんにも広く親しまれた広報媒体です。この広報紙に町民に向けて広告を掲載することは大きな宣伝効果が期待できます。

この機会に、ぜひ皆さんの会社やお店のPRにご活用ください。

広告を掲載する媒体

「広報みよし」の1日号（毎月1日発行）

※15日号のお知らせ版には、広告は掲載されません。

広告の規格

位置　「広報みよし」（1日号）の「お知らせ」、又は「くらしの情報」のページ（下図参照）

※掲載位置は、町が決定します。

規格（1区画の大きさ）

4㎝×9㎝

掲載開始時期

平成19年8月（8月1日発行の広報みよし）より。

広告掲載料

1区画「1か月（1回掲載）」・・・・・・・・・5，000円

※広告掲載決定後、町が指定する期日までに一括納付

掲載できる広告

住民の生活に関連するもので、住民に不利益を与えないものとし、かつ、町の公共性及び品位を損なう恐れのないもの。

※左記に該当する広告は、掲載できません。

①法令、条例、規則等に違反するもの

②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類するもの

③前号に定めるもののほか、公序良俗に反するおそれのあるもの

④政治性若しくは宗教性を含む広告又は意見広告若しくは名刺広告に係るものと認められるもの

⑤誇大又は虚偽のおそれのあるもの

⑥あたかも町が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの

⑦その他町長が適当でないと認めたもの

掲載の優先順位

掲載募集枠を超えて申込みがあった場合の優先順位は、次のとおりとする。

①国、地方公共団体、公益法人その他これらに類するものの広告で、公共性の高いもの

②町内に事業所等を有する企業、自営業者の広告等地域性の高いもの

③その他町長が妥当であると認めるもの

申込方法

掲載を希望する人は、町指定の申込書に、広告の版下原稿を添えて、掲載を希望する広報紙の発行日の50日前までに、三芳町役場秘書室までお申込みください。

※版下原稿は、広告掲載を希望する人が作成してください。

掲載の決定

申込書の提出があった場合は、速やかに内容の審査を行い、掲載の可否を決定し通知します。

◀広告掲載位置（例）※広報みよし「お知らせ」・「くらしの情報」のページ

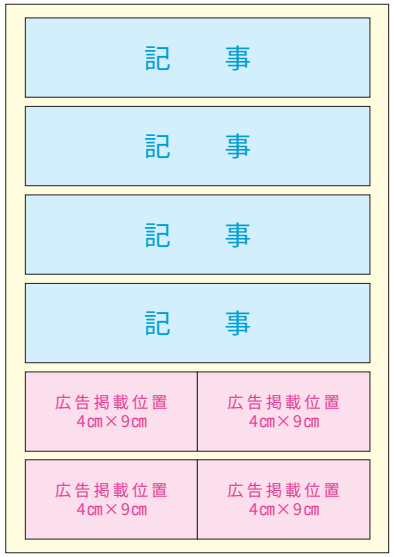

予防接種を受けましょう

予防接種とは、はしかや百日せきのような感染症の原因となるウイルスや細菌または、菌が作り出す毒素の力を弱めて作った予防接種液（ワクチン）を体に接種して、その病気に対する抵抗力（免疫）を作り、病気にかかるのを防ごうとするものです。

お母さんが赤ちゃんにプレゼントした病気に対する抵抗力（免疫）は、百日せきでは、生後3か月頃までに、麻しん（はしか）では、生後12か月までに、自然に失われていきます。

この時期を過ぎると、赤ちゃん自身で免疫を作って病気を予防する必要があります。その助けとなるのが予防接種です。

予防接種は個人の病気を予防するだけではなく国民全体の免疫水準を維持し、社会全体として、感染症のまん延を予防しているのです。

予防接種と聞くと副反応が心配という人もいると思います。

接種を受けるか、受けないかを迷った時には、お子さんの体のことをよくわかっているかかりつけ医に体調をよく診ていただき、よく相談した上で判断してください。

問い合わせ　保健センター　☎258－1236

■ポリオ（集団接種）

対　象　生後3か月～7歳6か月になる前前日

接種回数　2回

■BCG

対　象　生後3か月～6か月になる前前日（3か月未満で接種が必要な人はお問い合わせください。）

接種回数　1回

■三種混合

対　象　生後3か月～7歳6か月になる前前日

接種回数　1期初回　3～8週間の間隔で3回

※この期間を過ぎた場合次の接種は任意接種となります。

1期追加　初回接種（3回）終了後、1年～1年6か月の間に1回

■麻しん風しん混合

対　象　1期　1歳～2歳になる前前日　2期　5歳～7歳未満で小学校就学前の1年間

接種回数　1期1回、2期1回

※麻しんまたは風しんにかかった人はかかっていない方の単抗原ワクチンでの接種となります。

■日本脳炎

対　象　3歳～7歳6か月になる前前日

接種回数　1期初回　1～4週間の間隔で2回（この期間を過ぎた場合、任意接種となります。）

1期追加　初回接種（2回）終了後おおむね1年後に1回

※三種混合の1期初回の3～8週を過ぎてしまった人、日本脳炎の1期初回の1～4週を過ぎてしまった人は、次の接種が任意接種となります。平成19年度においては、医療機関にあります。接種希望書にご記入いただければ町で料金を補助します。

※日本脳炎の新ワクチンについては、いつ頃できあがるのか国の方からまだ連絡がありません。7歳6か月を過ぎると任意接種になります。接種については、かかりつけ医とご相談のうえ、同意書を提出することで現ワクチンの接種は可能です。

予防接種の対象年齢（月齢）の考え方

年齢の考え方は、誕生日の前日に1歳加えます。

「年齢計算ニ関する法律」及び民法143条を適用）そのために、2歳未満の場合は、2歳の誕生日の前前日までが対象となります。前日は定期外（自費）接種となります。

定期接種が受けられなかった時…あきらめてしまわないでください。対象年齢を過ぎても任意（自費）接種の方法もあります。乳幼児期の基礎がないと学童期の接種ができないこともありますので、ご相談ください。

問い合わせ　保健センター　☎258－1236